

令和 2 年瑞穂町農業委員会 9 月総会

令和 2 年 9 月 25 日、令和 2 年瑞穂町農業委員会 9 月総会が瑞穂町役場全員協議会室にて開催された。

農業委員会委員

1 番	村山正信	2 番	山田明弘	3 番	青木一幸	4 番	榎本雄一
5 番	坂田敬一	6 番	長谷部冬樹	7 番	清水正久	8 番	榎本和夫
【欠席】							
9 番	榎本勝昭	10 番	臼井順央	11 番	栗原 始	12 番	上野 勝

農地利用最適化推進委員

池田幸司	関谷博明	西村一彦
------	------	------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業課長	長谷部 康行	農政係長	田中 悠也
	(事務局長)	(書記)	
農政係	竹中 都佳紗		

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	諸報告
日程第 3	議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
	議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
	議案第 3 号 相続税納税猶予の適格者証明について
	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
	報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

開 会 午前 9 時 30 分

議長 (上野 勝 君) 出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 2 年瑞穂町農業委員会 9 月総会を開催いたします。

直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、7 番委員の清水 正久さんと 8 番委員の榎本 和夫さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3 号、議案第 1 号、番号 1 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第 1 号、番号 1 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (臼井 順央 君) 議案第 1 号、番号 1 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 9 月 16 日 (水) 午後 2 時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さんより聞き取り調査を行いました。今回の農地は継続で利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、ダイコン、ニンジン、ラッカセイ、レタス、カブを栽培しています。耕作面積は約 5 反です。農業従事者は本人のみです。農業従事日数は本人 330 日です。所有機械はトラクター 1 台、ハンマーナイフ 1 台、培土機 1 台を所有しています。販路につきましては、量販店、卸売り業者、レストランです。

取得農地の営農計画ですが、サツマイモ、サトイモを栽培予定です。通作距離は車で 10 分です。販路については量販店、卸売り業者、レストランです。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について効率的に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第1号、番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第1号、番号2を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第1号、番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

8番委員 (榎本 和夫 君) 議案第1号、番号2 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は9月16日(水)午後2時20分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さん本人より聞き取りを行いました。今回の農地は所有権移転のため利用権設定を行う農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、トマト、キュウリ、ナス、コマツナ、ダイコン等を栽培しています。耕作面積は約55アールです。農業従事者は夫婦2名です。農業従事日数は夫300日、妻240日です。所有機械はトラクター1台、耕運機1台、管理機1台、刈払い機1台、軽貨物車1台です。販路につきましては、個人宅配、量販店です。

取得農地の営農計画はカボチャ、葉物野菜です。通作距離は車で10分です。販路は個人宅配、量販店、直売です。

担当委員の意見としましては、申請地について効率的に農地利用すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第1号、番号2農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号、番号1農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第2号、番号1農地法第5条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲受人〇〇、譲渡人〇〇、転用理由農家住宅、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

8番委員 (榎本 和夫 君) 議案第2号番号1農地法第5条の規定による許可申請に伴う現地調査について報告します。9月16日(水)午後2時20分から現地調査を行いました。調査員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局でした。申請者である〇〇さん本人から事務局が聞き取りした内容の該当する箇所を報告します。

調査内容1、農地の区分と転用目的についてですが、農地の区分は第三種農地で、転用目的は農家住宅ですので適当と判断しました。

調査内容2、資力及び信用についてですが、事務局が見積りと残高証明書等の金額にて支払いが可能なことを確認していることから、適当と判断しました。

調査内容3、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況についてですが、事務局が確認したところ妨げとなる権利を有するものはないということでした。

調査内容4、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてですが、聞き取りより遅滞なく建築することが確実であると判断しました。

調査内容5、行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについてですが、事務局が確認したところ都市計画法に基づく許可申請は許可不要であり、自然保護条例に基づく許可申請は不要であるとのことでした。

調査内容7、計画面積の妥当性についてですが、農家住宅として必要最小限と判断でき、適当であると判断しました。

調査内容 9、周辺農地等に係る営農条件への支障の有無についてですが、申請地に隣接している畑は申請者の物のみであり、排水等で畑への影響を与えないようにするとのことでしたので、適当と判断しました。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

7 番委員 (清水 正久 君) 転用目的が農家住宅となっていますが、農家住宅の定義はありますか。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 都市計画法の開発許可が不要な建築物の中に農家住宅というものがあ、本件はその農家住宅の定義に該当します。

議長 (上野 勝 君) 他に質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第 2 号、番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 3 号、番号 1 相続税納税猶予の適格者証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第 3 号番号 1 相続税納税猶予の適格者証明について概要説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

11 番委員 (栗原 始 君) 議案第 3 号、番号 1 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 9 月 16 日 (水) 午後 2 時 50 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。申請者の栗原さん本人より聞き取り調査を行いました。栗原さんの現在の営農状況ですが、茶を栽培しています。耕作面積は約 6 反です。農業従事者は本人と妻です。農業従事日数は本人が 300 日、妻が 50 日です。所有機械は耕耘機 1 台、軽トラック 1 台、茶の管理機一式、刈払機 3 台、コンプレッサー 1 台です。販路につきましては、直売、ネット販売です。申請地の営農計画ですが、茶などを栽培予定です。通作距離は自宅から徒歩 1 分です。販路については直売、ネット販売です。

担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適正に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第3号、番号1相続税納税猶予の適格者証明についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 さん) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第1号、農地法第3条の第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 報告第1号、農地法第3条の第1項の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、被相続人〇〇、相続人〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 さん) 以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出1件について概要説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由駐車場用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和2年瑞穂町農業委員会9月総会を閉会といたします。

閉 会 午前 11 時 00 分